

令和2年3月4日

霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市が所管する建設工事において、熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設現場においては、近年の夏季における猛暑日などの気象状況により、工事従事者の健康管理やそれに伴う工程の管理などについて、様々な対策を講じる必要があることから、国の推進する「働き方改革」に基づき労働環境改善の取組として、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことにより、熱中症対策の推進及び充実を図ることを目的とする。

(対象工事等)

第3条 対象工事は、本市が所管する工事(水道・下水道工事を含み、建築及び設備工事を除く。)のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

(用語の定義)

第4条 熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行するに当たり、次のとおり用語を定義する。

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所(以下、気象観測所という。)の日最高気温が30度以上又は、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又はWBGTで判断する。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(積算方法等)

第5条 熱中症対策に資する現場管理費の補正を算定するに当たり、次のとおり積算方法等を定める。

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工事中の日最高気温の状況に応じて補正值(又は補正率)を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更設計で行うものとする。

※真夏日率、補正值(又は補正率)ともに小数点第3位を四捨五入して、第2位止めとする。

【一般土木、下水道、耕地、森林土木】

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数(1.2)}$$

【水道、漁港】

$$\text{補正率(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数(1.2)}$$

(2) 現場管理費

【一般土木、下水道、耕地、森林土木】

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した係数}) + \text{補正值(\%)})$$

【水道、漁港】

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{施工地域、工事場所を考慮した補正值} + \text{補正率(\%)})$$

※「週休2日」補正については、「週休2日」に係る現場管理費率の補正係数を上式に乗じる。

(その他)

第6条 イメージアップ経費を計上している工事については、熱中症対策の内容及び費用が重複しないものとする。

2 建築及び設備工事における熱中症対策については、国土交通省大臣官房官庁営繕部からの通知(令和元年5月22日付け)「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」を準用するものとする。

(運用)

第7条 運用について、下記のとおり定める。

(1) 特記仕様書への記載

試行対象となる工事については、記載例に基づき特記仕様書に必ず明記すること。

【記載例】

第〇〇条 熱中症対策

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2 試行にあたっては、「霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事实施要領(令和2年3月4日付け)」に基づき行うものとし、本市ホームページより取得するものとする。

(2) 最寄りの気象観測所の施工計画書等への記載

受注者は、事前に工事打合簿において、工事期間中における真夏日の観測を行う施工現場からの最寄りの気象観測所、真夏日率算定の工期、熱中症対策内容を協議し、承諾後に施工計画書へ熱中症対策についての内容を記載し提出すること。なお、気象観測所は、溝辺(霧島市溝辺町麓 鹿児島航空測候所)又は、牧之原(霧島市福山町福山)とする。

また、受注者より施工計画書提出日までに工事打合簿による事前協議が無かった場合は、当該経費の補正は行わないものとする。

(3) 真夏日の報告等

- ア 真夏日の確認については、変更設計時点までは当該年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。
- イ 変更設計時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、平成 21 年から平成 30 年までの過去 10 年間の最高気温平均値を気象観測所毎に取りまとめて平成 31 年(又は令和元年)カレンダーに示した「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に基づき、加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。
- ウ 実施した熱中症対策内容(写真等含む。)及び費用内訳を記載し、報告すること。
- エ 事務手続きを簡素化するために、受注者から提出された真夏日報告の工事打合簿に、設計変更を用いる真夏日の日数(実測の真夏日、変更日以降の真夏日として加算する日数、及び合計)を明記して返却すること。

(4) 完成図書について

受注者は、実施した熱中症対策について、気象庁又は環境省のホームページデータ、真夏日実績、対策内容(写真等含む。)及び実施費用内訳等を添付すること。

(5) 積算システムについて

熱中症対策に資する現場管理費の補正方法について対応していない積算システムを使用している部署においては、システム更新されるまでの期間は、別途に経費率の算定根拠を作成し、その経費率を直接入力するなどの方法により対応するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日(執行伺い起票日)から施行する。